

令和7年1月定例会

総務委員会説明資料

知事戦略局
企画総務部
出 納 局

目 次

I 提出予定案件

1 一般会計予算 -----	3
(1) 歳入歳出予算 -----	3
ア 総括表 -----	3
イ 課別主要事項説明 -----	4
(2) 地方債 -----	5
2 その他の議案等 -----	6
(1) 条例案 -----	6
(2) 当せん金付証票の発売について -----	10

I 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 嶸入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区分	補正前額	補正額	計	財源内訳							一般財源	
				特定財源								
				国支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収入	諸収入	繰入金	県債		
知事戦略局	585,182		585,182	3,744				500			580,938	
企画総務部	政策企画課	935,607		935,607	64,741			257	453	8,129	862,027	
	法制監察課	216,434		216,434							216,434	
	人事課	318,901		318,901			71	639	1,045	14,000	303,146	
	職員厚生課	3,182,482		3,182,482			36,713	312	30,000	127,000	2,988,457	
	総務事務管理課	136,758		136,758							136,758	
	財政課	74,965,363		74,965,363	373		695,360	558,000	2,512,096	2,002,000	93,000	69,104,534
	管財課	2,153,274	12,000	2,165,274			12,476	23,375	16,191	140,000	566,000	(12,000) 1,407,232
	税務課	43,324,401		43,324,401			6,320		8,567			43,309,514
	市町村課	1,351,674		1,351,674	523,365		50		532,390			295,869
	地域連携課	214,826		214,826	38,293				260			176,273
	情報政策課	1,855,772		1,855,772	81,649				25,024			1,749,099
出納局	統計課	697,678		697,678	653,671							44,007
	会計課	599,027		599,027					33,000			566,027
	公共入札検査課	170,803		170,803								170,803
計		130,708,182	12,000	130,720,182	1,365,836		714,277	618,984	3,129,838	2,180,129	800,000	(12,000) 121,911,118
議会事務局	1,019,327		1,019,327						130			1,019,197
人事委員会事務局	160,326		160,326						627			159,699
監査事務局	185,293		185,293									185,293
計	1,364,946		1,364,946						757			1,364,189
総計	132,073,128	12,000	132,085,128	1,365,836			714,277	618,984	3,130,595	2,180,129	800,000	(12,000) 123,275,307

注：() 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

管財課

一般会計

(単位：千円)

区分	補正前の額	補正額	計	摘要
一般管理費	273,572		273,572	
財産管理費	1,052,867	12,000	1,064,867	① 県有財産管理費 (12,000) ア(新)合同庁舎整備基本方針策定事業 12,000
支 庁 費	826,835		826,835	
管 財 課 合	2,153,274	12,000	2,165,274	

(2) 地 方 債

一 般 会 計

(ア) 変 更

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前	補正後			
総務管理事業	707,000	707,000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利率 の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、 必要な生じた場合は全部若しくは一部 繰上償還し、又は借換えすることができる。
企画事業	2,000	2,000			
防災事業	499,000	781,000			
社会福祉事業	413,000	413,000			
児童福祉事業	11,000	11,000			
公衆衛生事業	46,000	46,000			
環境衛生事業	16,000	16,000			
保健所事業	556,000	556,000			
医薬事業	4,000	4,000			
職業訓練事業	7,000	7,000			
農業事業	4,000	4,000			
畜産事業	280,000	280,000			
農地事業	2,177,000	2,177,000			
林業治山事業	2,637,000	2,637,000			
水産事業	858,000	858,000			
商業事業	28,000	28,000			
工鉱業関係事業	4,000	4,000			
観光事業	257,000	257,000			
土木管理事業	169,000	169,000			
道路橋りょう事業	12,102,000	12,102,000			
河川海岸事業	8,095,000	8,095,000			
港湾事業	2,362,000	2,362,000			
都市計画事業	3,279,000	3,279,000			
住宅事業	166,000	166,000			
警察関係事業	331,000	331,000			
教育総務事業	125,000	125,000			
高等学校整備事業	7,122,000	7,122,000			
特別支援学校整備事業	1,005,000	1,005,000			
社会教育事業	923,000	923,000			
保健体育事業	11,000	11,000			
土木施設災害復旧事業	3,911,000	3,911,000			
公用公共用施設災害復旧事業	93,000	93,000			
計	48,200,000	48,482,000			

2 その他の議案等

(1) 条例案

① 徳島県企画総務関係手数料条例の一部を改正する条例（政策企画課）

ア 改正の理由

政治資金規正法の一部が改正されたことに伴い、収支報告書に添付された確認書の写しの交付に係る手数料を定めるとともに、政党助成法の一部が改正されたことに伴い、総務大臣による定期報告文書等の公表に係る都道府県提出文書の写しの交付に係る手数料を定める必要がある。

イ 改正の概要

（ア）政治資金規正法の規定に基づく収支報告書に添付された確認書の写しの交付に係る手数料を定めることとする。

（イ）政党助成法の規定に基づく総務大臣による定期報告文書等の公表に係る都道府県提出文書の写しの交付に係る手数料を定めることとする。

ウ 施行期日

この条例は、令和8年1月1日から施行することとする。

② 徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（法制監察課）

ア 制定の理由

条例の分かりやすさの向上及び条例に関する業務の効率化を図るため、縦書きの形式を採用している既存の条例の形式を左横書きに改める等の必要がある。

イ 条例の概要

- (ア) この条例の施行の際現に公布されている徳島県条例（以下「既存条例」という。）の形式を左横書きに改めることとする。
- (イ) (ア) に伴う必要な用字及び用語の改正を行うこととする。
- (ウ) 既存条例における用字及び用語であって古い慣例に基づく表現及び表記が用いられているもののうち主要なものについて、現在の法令における慣例に基づく表現及び表記に改めることとする。

ウ 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとする。

③ 適用対象の消滅等に伴う関係条例の整理に関する条例（法制監察課）

ア 制定の理由

適用対象の消滅等に伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。

イ 条例の概要

(ア) 次に掲げる条例は、廃止することとする。

- a 日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基く債務の免除に関する条例
- b 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例
- c 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う関係条例等の規定の適用の特例を定める条例
- d 職員の給与に関する条例等の昇給期間の特例に関する条例（昭和30年徳島県条例第25号）
- e 職員の給与に関する条例等の昇給期間の特例に関する条例（昭和50年徳島県条例第44号）
- f 職員の給与の特例に関する条例
- g 徳島県水源林野県行造林条例
- h 国営干拓事業負担金徴収条例
- i 徳島県立高等学校教員養成奨学資金貸与条例
- j 教育職員の給料月額の調整に関する条例
- k 徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

(イ) 次に掲げる条例について、所要の整理を行うこととする。

- a 徳島県生活環境保全条例
- b 徳島県保健福祉関係手数料条例
- c 国民健康保険法施行条例
- d 徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例
- e 国営土地改良事業負担金徴収条例
- f 徳島県県土整備関係手数料条例
- g 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

④ 徳島県行政機関設置条例（人事課）

ア 制定の理由

将来を見据えた効率的かつ持続可能な政策推進体制の構築のため、総合県民局等について再編を行う必要がある。

イ 条例の概要

(ア) 各総合県民局及び東部各局を廃止し、次に掲げる各行政機関を設置することとする。

- a 徳島県地域連携事務所（阿南、美波、美馬、三好）
- b 徳島県県税局
- c 徳島県福祉事務所（東部、南部、西部）
- d 徳島県農林事務所（徳島、吉野川、阿南、美波、美馬、三好）
- e 徳島県県土整備事務所（徳島、吉野川、阿南、美波、美馬、三好）

(イ) その他所要の整理を行うこととする。

ウ 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとする。

⑤ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（市町村課）

ア 改正の理由

住民基本台帳法等の一部が改正されたことに鑑み、本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務等について所要の整備を行う必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務のうち、新たに住民基本台帳法において当該利用ができることがされた次に掲げるものを削ることとする。

a 採石法による採石業者の登録に関する事務であって規則で定めるもの

b 砂利採取法による砂利採取業者の登録に関する事務であって規則で定めるもの

(イ) 本人確認情報及び附票本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務のうち、新たに住民基本台帳法において当該提供をすることとされた監査委員に対し提供する地方自治法による住民監査請求に関する事務であって規則で定めるものを削ることとする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

(2) 当せん金付証票の発売について（財政課）

ア 提案理由

当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法第4条の規定により、その限度額（10,000,000千円）について議決を経る必要がある。